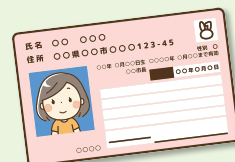


現行の健康保険証は令和6年12月2日以降、新規発行が終了となり、マイナンバーカードを基本とする仕組みに移行しました

1 令和6年12月1日現在、マイナ保険証^(※)を登録している方

令和6年12月2日以降も引き続き、マイナ保険証を使用してください。

※「マイナ保険証」……マイナンバーカードを健康保険証として利用できるよう、国のマイナポータルに登録したもの



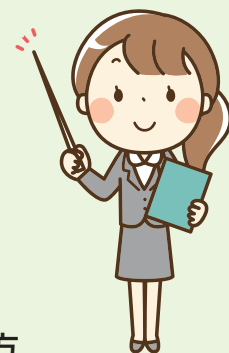
2 令和6年12月1日現在、マイナ保険証^(※)を登録していない方

1) 令和6年12月2日以降も、マイナ保険証を登録していない方

令和7年12月1日までは(従来の)健康保険証を使用することができます。

令和7年12月2日をもって無効となった健康保険証は回収しないため、ご自身で適切に処分してください。

また令和6年12月2日以降も、マイナ保険証を登録し使用を始めることができます。



2) 令和6年12月2日以降に健康保険証を紛失した方または氏名変更した方

所定の届書と「資格確認書(再)交付申請書^(※)」をご提出いただくと、「資格確認書^(※)」が交付されます。

※「資格確認書」

医療機関や薬局での健康保険資格はマイナ保険証での確認が基本となりましたが、マイナ保険証または(従来の)健康保険証をお持ちでない方はこれがないため、有効期限を定めて交付するものです。

「資格確認書」では、マイナ保険証を基本とする仕組み(国によるオンライン資格確認システム)は適用されないため、患者はよりよい医療その他のメリットを受けることはできません。

滅失・き損などの理由による「資格確認書」の再交付手数料は1通1,000円です。

※「資格確認書(再)交付申請書」その他届書

当健保HP画面左側「届出用紙等ダウンロード」をご参照ください。

3) 令和6年12月2日以降に資格取得する方で、下記①～③に該当する方

事業所が行う所定の届出手続の後、「資格確認書^(※)」が交付されます。

①マイナンバーカードを紛失した方

②マイナンバーカードを更新中の方

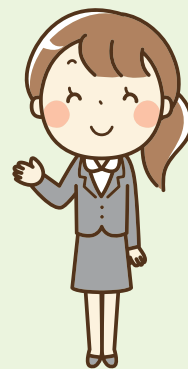
③マイナ保険証での受診が困難で、介助者等の第三者が要配慮者等に同行して資格確認を補助する必要がある場合

4) 令和6年12月2日以降に資格取得する方で、下記④～⑧に該当する方

事業所が行う所定の届出手続の後、「資格確認書(※)」が交付されます。

(「資格確認書交付申請書(※)」の提出は不要です。)

- ④マイナンバーカードを取得していない方
- ⑤マイナンバーカードを保有しているが、マイナ保険証の利用登録を行っていない方
- ⑥マイナ保険証の利用登録解除を申請した方、または利用登録を解除された方
- ⑦マイナンバーカードの電子証明書が有効期限切れの方
- ⑧マイナンバーカードを返納した方



3

令和6年12月2日以降のその他取扱い

1) 特定疾病療養受療証

従来どおり、申請手续が必要です。

2) 限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証

マイナ保険証を登録していない方は所定の申請書をご提出いただくと、限度額適用認定証等が交付されます。

マイナ保険証を登録している方には交付されません。

3) 高齢受給者証

マイナ保険証を登録していない方には交付されますが、マイナ保険証を登録している方には交付されません。



マイナンバーカードを ご利用ください



マイナンバーカードの保険証利用登録がまだの方



マイナ保険証の利用登録は
窓口(医療機関・薬局)のカードリーダーでもできます。



令和6年12月2日、健康保険証廃止！ 今でも間に合う！ 「マイナ保険証」登録

※「マイナ保険証」…マイナンバーカードを健康保険証として利用できるよう登録したもの



健康保険証は法律改正により令和6年12月2日廃止され、
同日以降、健康保険証の新規交付、再発行はできなくなりました。
「マイナ保険証」登録がまだの方、マイナンバーカードをお持ちでない方は、今すぐご準備ください。

マイナンバーカードで受診するための準備

1 マイナンバーカードをお持ちでない方は、まずはマイナンバーカードを取得

申請

※以下から選択

1 オンライン申請



スマホから



パソコンから

2



証明写真機から

3



郵送

受け取り

1 ハガキが届く



2 受け取りに行く



詳しくはこちら



マイナンバーカード総合サイト

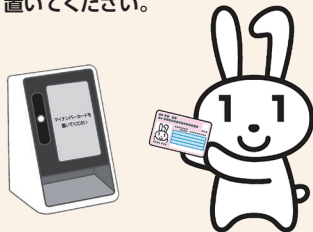
2 マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナ保険証の登録 登録申込みは、医療機関、スマホ、セブン銀行ATMのいずれかで

とっても簡単！

医療機関で

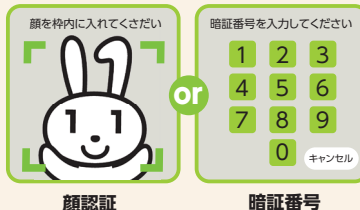
1 受付

マイナンバーカードをカードリーダーに
置いてください。



2 本人確認

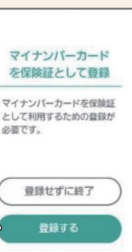
顔認証または4桁の暗証番号を
入力してください。



3 同意・登録

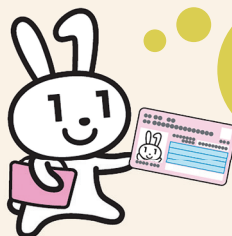
医療情報利用、マイナ
ポータル利用規約など
に同意のうえ、登録
してください。

※カードリーダーの画面表示は
機種により多少異なります。



「登録する」を選択
してください。

4 登録完了



スマホから

下記3つを 準備



iphone



android

- 1 マイナンバーカード
- 2 マイナンバーカード読取対応のスマホ
- 3 アプリ「マイナポータル」のインストール

- STEP1** 「マイナポータル」を
起動する。
- STEP2** 「申し込む」をタップする。
- STEP3** 利用規約等に同意する。
- STEP4** マイナンバーカード
を読み取る。



セブン銀行ATMで

必要なものは
マイナンバーカード
のみ！

ATM画面

マイナンバーカードでの
手続き
↓
健康保険証利用の
申込み



医療機関・薬局でマイナンバーカードを 使ってみませんか？

マイナンバーカードを健康保険証として使うと…
どんないいことがあるの？

安心

よりよい医療を受けられる！

**より良い医療が
可能に！**

本人が同意をすれば、初めての医療機関でも特定健診や診療の情報を医師と共有できる！
正確なデータに基づき、正確な診断、適切な治療が受けられる！



**より良い医療は
薬局でも！**

本人が同意をすれば、初めての薬局でも薬の情報を薬剤師・医師と共有できる！
重複投薬や禁忌薬剤投与のリスクや健康被害のリスクが小さくなる！

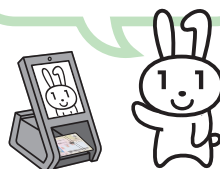


**従来の
健康保険証利用より
負担が軽く！**

カードリーダーのある医療機関等でマイナ保険証を利用したとき、初診料等が低くなる！

急な場面でも安心！

旅行先や災害時に受診する場合でも、薬の情報等が連携されます。



**手続きなしで
高額な窓口負担が
不要に！**

限度額適用認定証がなくても、本人が同意すれば、高額療養費制度における限度額を超える支払が免除される！



便利

各種手続きも便利・簡単に！

**自身の健康管理に
役立つ！**

マイナポータルで自身の特定健診情報や薬剤情報・医療費通知情報が閲覧できる！



**オンラインで
医療費控除がより
簡単に！**

マイナポータルを通じた医療費通知情報の自動入力で、確定申告の医療費控除がよりカンタンに！



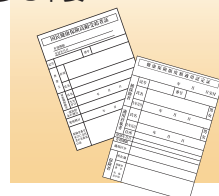
**健康保険証として
ずっと使える！**

就職・転職・引越をしても健康保険証としてずっと使える！
医療保険者が変わる場合は、加入の届出が引き続き必要です。



**その都度の申請や
持参は不要！**

医療費が高額な場合に申請する限度額適用認定証が不要！申請から交付までの所要日数はゼロに。
70歳以上の人の高齢受給者証の医療機関等への持参も不要！



※マイナンバーカードの健康保険証利用には、ICチップの中の「電子証明書」を使うため、医療機関や薬局の受付窓口でマイナンバー（12桁の数字）を取り扱うことはありません。また、ご自身の診療情報がマイナンバーと紐付くことはありません。



マイナ保険証のメリットの詳細は、右の二次元コードからご確認ください。
厚生労働省作成動画▶【何が便利になるの？メリット編】



近畿日本鉄道健康保険組合